

後見開始の審判申立ての手引

仙 台 家 庭 裁 判 所

序 はじめに

この手引は、後見開始の審判の申立てを考えている方を対象に、成年後見人の職務内容、申立手続、審判手続などについて、その概要を説明したものです。医師が作成した診断書（成年後見用）において、下記のとおり「3 判断能力判定についての意見」欄の選択肢中、「☒ 自己の財産を管理・処分することができない。」が選択されていた方は、この手引を利用してください。

それ以外の選択肢が選択されていた方（保佐相当又は補助相当の診断を受けたとき）は、仙台家庭裁判所（支部）にご相談ください。

申立人及び成年後見人候補者は、申立ての前にこの手引を熟読してください。

診 断 書（成年後見用）

3 判断能力判定についての意見（下記のいずれかにチェックし、必要に応じて（意見）欄に記入する）

☒ 自己の財産を管理・処分することができない。

（日常的に必要な買い物も自分ではできず、だれかに代わってやってもらう必要があるという程度）

☐ 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。

（日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度）

☐ 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。

（重要な財産行為（上記のとおり）について自分ではできるかもしれないが、本人のためにはだれかに代わってやってもらった方がよいという程度）

☐ 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

第1編 後見開始等事件の申立手続案内

第1 成年後見制度とは

1 成年後見制度の概要

〔同封のパンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」1～2ページ参照〕

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が不十分であるため自分の意思で契約等を結ぶことが困難な人（認知症高齢者，知的障害者，精神障害者等。以下「本人」という。）について，本人に代わって成年後見人，保佐人，補助人（以下，「成年後見人等」という。）がその判断能力を補う制度です。例えば，本人のために預貯金の解約，福祉サービス契約の締結，遺産分割協議，不動産の売買等をする必要があっても，本人に判断能力が全くなければそのような法律行為はできませんし，判断能力が不十分である本人だけでこれを行うと，本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そこで，家庭裁判所から選任された成年後見人等が，本人のために本人に代わって法律行為を行うものが成年後見制度です。したがって，判断能力に問題がなく身体上の障害により契約等を結ぶことが困難な人，単なる浪費者，性格の偏りがあるだけの人は，この制度を利用することはできません。なお，[介護そのものや日常生活の世話などの行為は，成年後見人等の職務には含まれません。](#)

成年後見制度は，本人の現在の判断能力の程度に応じて次のように区分され，利用できる制度が異なります。

- (1) 精神上の障害により判断能力を常に欠く状態にある場合→後見の制度
- (2) 精神上の障害により判断能力が著しく不十分な場合→保佐の制度
- (3) 精神上の障害により判断能力が不十分な場合→補助の制度
- (4) 判断能力はあるが，将来の判断能力が不十分な状態に備えて後見事務の内容と後見をする人を決めておきたい場合→任意後見の制度（パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」11ページ及び裏表紙参照）

2 成年後見人等の任期

〔パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」7ページ参照〕

通常、**本人が病気などから回復し判断能力を取り戻したり，亡くなるまで，成年後見人として責任を負う**ことになります。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば，保険金の受領や遺産分割など）が達せられたからといって任期が終わるものではありません。

第2 申立ての準備

1 管轄

〔パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」3ページ参照〕

申立ては，**本人の住所地**を管轄する家庭裁判所にします（家事事件手続法117条第1項）。宮城県内の家庭裁判所の管轄は，次のとおりです。

○仙台家庭裁判所（電話022-745-6090）

仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亶理郡，黒川郡，宮城郡

○仙台家庭裁判所大河原支部（0224-52-2102）

白石市，角田市，柴田郡，伊具郡，刈田郡

○仙台家庭裁判所古川支部（電話0229-22-1694）

大崎市，栗原市，遠田郡，加美郡

○仙台家庭裁判所登米支部（電話0220-52-2011）

登米市

○仙台家庭裁判所石巻支部（電話0225-22-0363）

石巻市，東松島市，牡鹿郡

○仙台家庭裁判所気仙沼支部（電話0226-22-6626）

気仙沼市，本吉郡

2 申立てをすることができる人

申立てができる人は，本人，配偶者，四親等内の親族，成年後見人等，任意後

見人，成年後見監督人等，市区町村長，検察官です。四親等の親族とは，主に①親，祖父母，子，孫，ひ孫，②兄弟姉妹，おい，めい，③おじ，おば，いところ，④配偶者の親・子・兄弟姉妹などです。これらの者の間に申立権の優先順位はありませんし，これらの者が申立てをすることに関して他の親族の同意がなければならぬということもありません。申立てをする人は，自身が，申立ての内容を理解し，真に申立てをする意思があり，申立後は家庭裁判所の審判手続に積極的に関与する人に限ります。

3 成年後見人等候補者

申立人には，成年後見人等として最も適任であると考える人をその候補者として推薦してもらいます。親族等にその適任者がいない場合には，弁護士会，成年後見センター・リーガルサポート（司法書士の団体）などに相談することをお勧めします。ただし，破産者や本人に対して訴訟をした人等は，成年後見人等になることはできません。

家庭裁判所は，①「本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況」，②「成年後見人等の候補者の職業・経歴」，③「成年後見人候補者と本人との利害関係の有無」，④「本人の意見」，⑤「その他一切の事情」などを考慮して，それぞれの事案ごとに最も適任と認める人を成年後見人等として選任します。申立人が推薦した候補者を家庭裁判所が必ずしも選任するとは限りません。親族間における紛争の状況や推薦された候補者の事務処理能力の程度，本人の財産の状況等によっては，弁護士・司法書士等の法律の専門家や社会福祉士等の福祉の専門家を成年後見人等に選任することがあります。

4 診断書の準備

診断書の用紙は，仙台家庭裁判所（支部）に備え置かれている**成年後見用の所定の診断書**を利用します。

この診断書を作成する医師は，診療科を問いませんので，必ずしも精神科の専門医でなければならないということはなく，掛かり付け医院の主治医で構いません。

ん。

この診断書の作成を医師に依頼する際には、申立後に家庭裁判所から精神鑑定を依頼されたときにはこれを受諾してもらえるように、併せて依頼します。

医師から診断書の交付を受けたら、その記載内容を確認してください。診断書の「3 判断能力判定についての意見」欄の選択肢中、

ア 「自己の財産を管理・処分することができない。」が選択されているときは、本人が「後見の制度の対象者（成年被後見人）」程度の判断能力を有すると診断されたことを意味します。

イ 「自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。」が選択されているときは、本人が「保佐の制度の対象者（被保佐人）」程度の判断能力を有すると診断されたことを意味します。

ウ 「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。」が選択されているときは、本人が「補助の制度の対象者（被補助人）」程度の判断能力を有すると診断されたことを意味します。

イ又はウが選択されていたときは、家庭裁判所から「保佐開始の申立書一式」又は「補助開始の申立書一式」を取り寄せてください。

※以下は、後見開始の審判の申立てに関する説明です。

5 申立てに必要な書類等

申立てに当たり、次の書類等を用意します。書類は最新のもの（作成日から3ヶ月以内のもの）を用意してください。コピーを取る際の注意事項は、別紙1「家庭裁判所に提出する書面の作成方法について」を参照してください。これらの書類を取り寄せる際の費用、鑑定料、申立手数料等は、原則として申立人が負担することになっています。なお、これらは必要最低限のものを列挙したもので、事案に応じて申立後に必要な書類等の提出を求められることがあります。（書類等がそろっているか、□欄にチェックしてください。）

(1) 申立書類 後記(2)ないし(8)の資料を揃えた後に、その資料に基づいて正確に記入してください。

☐ 後見開始申立書

☐ 申立書付票

☐ 照会書（本人用）

本人に関する事項を記入します。

☐ 照会書（候補者用）

後見人候補者に関する事項を記入します。

☐ 収支予定表

本人の向後1年間の収入の予定額及び支出の予定額を項目ごとに算出します。

☐ 財産目録

本人の所有に属するすべての財産を「不動産」、「その他の資産」、「負債」に分けて記入します。

既に相続が開始していて、本人が相続人の一人となっている遺産分割未了の遺産も記載します。

申立人や候補者が本人に対し立替金等の債権がある場合は、負債の欄に記入します。

(2) 申立人に関する資料

☐ 申立人の戸籍謄本 （注1）

(3) 本人に関する資料

☐ 診断書（成年後見用） （注2）

☐ 本人の戸籍謄本

☐ 本人の住民票（世帯全部、省略のないもの）

☐ 本人の後見登記なきことの証明書 （注3）

(4) 成年後見人候補者に関する資料

☐ 候補者の戸籍謄本

弁護士，司法書士又は社会福祉士が候補者の場合は，不要です。また，申立人が候補者の場合は，重複して提出する必要はありません。

☐ 候補者の住民票（世帯全部，省略のないもの）

(5) 本人が不動産を所有しているとき

☐ 固定資産税評価証明書又は固定資産税課税台帳登録事項証明書

不動産所在地の市区町村役場で発行します。ただし，本人と同居していない親族等には発行しない場合があります。その場合は，法務局で発行する当該不動産の登記記載事項証明書を用意してください。

(6) 本人が預貯金，有価証券等を保有しているとき

☐ 預貯金通帳・証書のコピー

☐ 株式の残高報告書等のコピー

☐ 生命保険，損害保険の保険証券（全ページ）のコピー

(7) 本人が債務を負っているとき

☐ 金銭消費貸借契約書のコピー

☐ 負債の残高証明書のコピー

☐ 申立人や本人の親族等が本人の生活費等を立て替えているときは，その証拠資料のコピー

(8) 本人に収入及び支出の予定があるとき

☐ 年金額決定通知書のコピー

☐ 確定申告書のコピー

☐ 給与明細書のコピー

☐ 賃貸借契約書のコピー

☐ 納税通知書のコピー

☐ 国民健康保険料・介護保険料の決定通知書のコピー

☐ 医療費・施設費・家賃の直近3か月分の領収書のコピー

☐ 扶養親族にかかる学費・生活費等の領収書のコピー

(9) 手数料等 (注4)

☐ 郵便切手 4255円分 (内訳：500円4枚，100円4枚，82円20枚，20円5枚，10円10枚，2円5枚，1円5枚)

☐ 登記手数料(収入印紙) 2600円分

☐ 申立手数料(収入印紙) 800円分

戸籍謄本等の交付申請の方法等については，それぞれその書面を発行する役所の担当部署に問い合わせてください。

(注1) 申立人と本人が，おい・めいとおじ・お婆の関係，いとこ同士，孫と祖父母の関係等の場合，申立てできる人かどうか確認のため両者の関係がわかる(つながる)戸籍謄本が必要です。

(注2) 仙台家庭裁判所(支部)に備え置いている診断書用紙を使用したもの。窓口でお渡します。

(注3) 後見登記なきことの証明書は，仙台法務局又は東京法務局で発行しています(パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」13～14ページ参照)。東京法務局以外では，窓口だけの申請となりますから，郵便による申請は，東京法務局に行ってください。証明書の交付申請には，戸籍謄本など身分関係を証する資料の提出を求められることがありますので，事前に法務局に問い合わせてください。

(注4) 現金では扱いませんので，必ず印紙・切手で準備してください。

第3 面接又は申立ての予約

1 面接の予約

仙台家庭裁判所後見センターでは、申立てに必要な書類等がすべて整ったら、面接をするために裁判所にお越しいただく日時を事前に電話でご予約いただいております。申立人は、予約した日時に、申立関係書類の控え等及び申立人の印鑑を持参し、成年後見人候補者を同行してお越しください。

予約しましたら、その面接日の3日前（土日休日除く。）までに申立書類一式を裁判所に提出していただくようお願いしています。提出は、郵送でもかまいません。面接等は2時間程度を要しますが、事前に申し立てしていただくことで時間を短縮することができますのでご協力お願いします。

2 申立ての予約

仙台家庭裁判所の各支部では、申立てに必要な書類等がすべて整ったら、申立てをするために裁判所にお越しいただく日時を事前に電話でご予約いただいております。

申立人は、予約した日時に、申立書類、申立費用及び申立人の印鑑を持参し、成年後見人候補者を同行してお越しください。申立日当日の申立手続等に要する時間は2時間程度を要します。

予約先 仙台家庭裁判所後見センター（各支部については3ページを参照）

電話022-745-6090

3 予約前の確認

申立書が受理されると、裁判所の許可がないと取下げできませんので、面接の予約又は申立ての予約をする前に申立書類に不備がないことを十分確認してください。特に次の事項は必ず確認してください。

- ☐ 診断書は、仙台家庭裁判所（支部）の成年後見用のものを使用していますか。
- ☐ 診断書を作成した医師が、精神鑑定を行うことを内諾していますか（精神鑑定を引き受けてもらえなかったときは、事前に家庭裁判所にその旨を連絡して

ください。)

- ☐ 本人の判断能力の程度と申立ての類型（後見，保佐，補助）とが一致していますか。
- ☐ 添付資料として提出する預貯金通帳等のコピーは，A4判サイズのコピー用紙を使用していますか。また，両面コピーをしていますか。
- ☐ 申立書の当事者の氏名欄に，ふりがなが振ってありますか。
- ☐ 申立書類は，ペン又はボールペンで記入されていますか（鉛筆書き不可）。

第4 鑑定について

鑑定は，本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に十分確認するための手続です。申立時に提出していただく診断書とは別に，家庭裁判所が医師に鑑定を依頼する形で行われますが，後見開始の手続では，診断書の記載内容から明らかに本人に判断能力がないと認められる場合は，鑑定を省略する場合があります。

家庭裁判所では，多くの場合，本人の病状や実情をよく把握している主治医を鑑定人に指定しますので，申立人は，申立ての前（診断書の作成を依頼する機会等）に主治医から鑑定人指定の内諾を得ておいてください。

鑑定料は，10万円程度です。鑑定料の予納は，家庭裁判所から予納の指示を受けてから3日以内にその手続を終えてください（鑑定料の予納が確認されてから，鑑定を行います。）。予納の際には，申立人名義の預金口座の口座番号等を伺います。

第5 申立後の手続の進行について

〔パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」4ページ参照〕

1 申立人・成年後見人候補者からの事情聴取

仙台家庭裁判所では，面接又は申立ての当日に，申立人及び成年後見人候補者から，申立ての動機，本人の生活状況，本人の判断能力及び財産状況，今後の財

産変動の見込み額等，詳しい事情を聴いていますので，当日は申立人だけでなく成年後見人候補者も一緒にお越しいただきます。

2 本人の陳述聴取・意向調査

成年後見制度では，本人の病状が陳述不能の状態等でない限り，本人の陳述を聴くこととされています。また，本人が入院等により外出が困難な場合は，家庭裁判所が入院先等に赴きます。

3 親族の意向照会

家庭裁判所は，本人の親族に対して，書面等により，申立ての概要や成年後見人候補者を伝えた上で，これらに対する意向確認をすることがあります。

4 本人の精神鑑定

鑑定の要否は，家庭裁判所が医師の診断書その他家庭裁判所に提出された資料に基づき，個別的に判断します。

第6 審判後の手続

1 審判

後見開始の申立てを認容する審判は，成年後見人に審判書謄本を送達することにより告知され，申立人に告知及び本人に通知されます。

審判書謄本が成年後見人に送達されてから2週間が経過すると審判が確定します。後見を開始することに不服がある事件の関係者は，この2週間の間に不服申立て（即時抗告）の手続を執ることができます。ただし，だれを成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については，不服申立てをすることはできません。

成年後見人等の職務は，この審判が確定したときから始まります。

2 登記

審判の確定後，家庭裁判所は，東京法務局に後見等の登記を嘱託します。後見等の登記は，本人や成年後見人の氏名・住所，後見等開始の審判をした裁判所，

審判確定日等の事項を記録することによって行われます。

「後見開始の審判が効力を生じた日」や「成年後見人がだれであるか」という証明書は、法務局から受け取ることができます。家庭裁判所では発行しません。

この証明書（登記事項証明書）は、東京法務局が登録を完了した後（審判確定の約10日後）、東京法務局に郵送又は交付（窓口）申請するか、仙台北法務局に交付（窓口）申請すると発行されます。申請方法については、最寄りの法務局にお尋ねください（パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」12～13ページ参照）。

なお、転居等で本人や成年後見人の住所が変わったときなど登記事項に変更が生じたとき又は本人が死亡したときは、成年後見人は、法務局に対し、変更の登記又は終了の登記の申請をしなければなりません。

3 本人（成年被後見人）の資格制限（パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」1ページ参照）

後見開始の審判がなされると、本人（成年被後見人）は次のような資格を失います。

- ① 印鑑登録を受けることができない。
- ② 公務員等の就業資格制限
- ③ 医師、宅地建物取引主任者等の専門資格の喪失
- ④ 株式会社の取締役、教員等の責任資格の制限

第7 後見事務のうち家庭裁判所の審判を経る必要がある事項

1 本人の居住用不動産の処分許可審判

本人が現に住居として使用している、あるいはかつて住居として使用していた建物又はその敷地を売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

2 特別代理人選任審判

成年後見人と本人が共同相続人である場合の遺産分割や後見人の債務を担保するため本人の不動産に抵当権を付ける場合など、成年後見人と本人との利益が相反する行為については、成年後見人は、本人のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に求めなければなりません。

3 後見人の報酬

成年後見人は、当然には報酬請求権を有しません。しかし、家庭裁判所は、成年後見人及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を成年後見人に与えることができます。

成年後見人の報酬額は、後見事務の難易度、本人の資力、成年後見人と本人の身分関係などの事情を総合的に考慮して、家庭裁判所が定めます。報酬の付与は、成年後見人からの申立てによって行われます。

第8 後見監督について

家庭裁判所は、いつでも、成年後見人に対し、後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求めることができますし、成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、成年後見人を解任することができます。

申立人は、申立て前に、成年後見人候補者に対し、別紙2「成年後見人の職務について」を熟読させてください（パンフレット「成年後見制度一詳しく知っていただくために」6～7ページ参照）。本人の親族が成年後見人に選任された場合、成年後見人は、「親族として行うべきこと（事実行為等）」と「成年後見人の職務」とを常に区別して後見事務を行う必要があります。

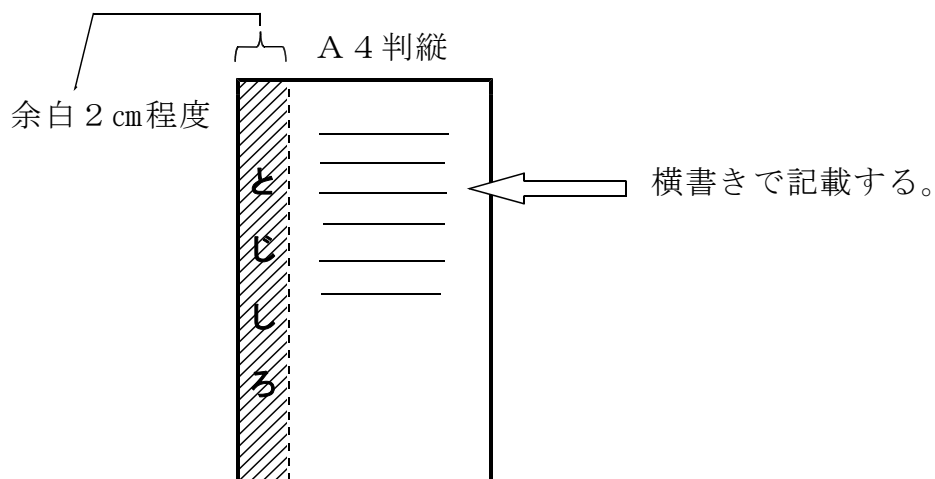
(別紙 1)

家庭裁判所に提出する書面の作成方法について

1 用紙について

用紙は、A 4 判用紙（今ご覧になっている用紙のサイズ）を使用します。余白については、左側に 2 cm 程度を取ってください。用紙の裏面は白紙の状態にし、両面コピーはしないでください。

文書を作成する場合は、A 4 判用紙を縦方向にして、横書きで書きます。文書の冒頭に事件番号（申立てが受理されている場合）を明記し、次に宛名、書類作成日、あなたの住所及び氏名を記載し、名下に押印します。なお、パソコン・ワープロ等の機材を使用して作成した文書を提出されても構いません。



証拠書類等を提出する場合は、必ずその写し（コピー）を提出し、証拠の原本（押印のある領収証やレシートそのもの）は手元に保管して裁判所には提出しないでください。証拠書類等のコピーを作成する場合も基本的に用紙のサイズや余白の取り方などは文書の場合と同様です。

A 4 判よりも大きいサイズの証拠書類等のコピーを作成する場合は、A 4 判サイズに縮小コピーしても構いません。

本人の通帳を本人の入所施設等に預けてその管理を委託している場合は、委託先から通帳のコピーを入手して、裁判所に提出してください。

領収証やレシートなどのコピーを作成する場合は、その書類同士が互いに重ならないようにコピーを取ってください。

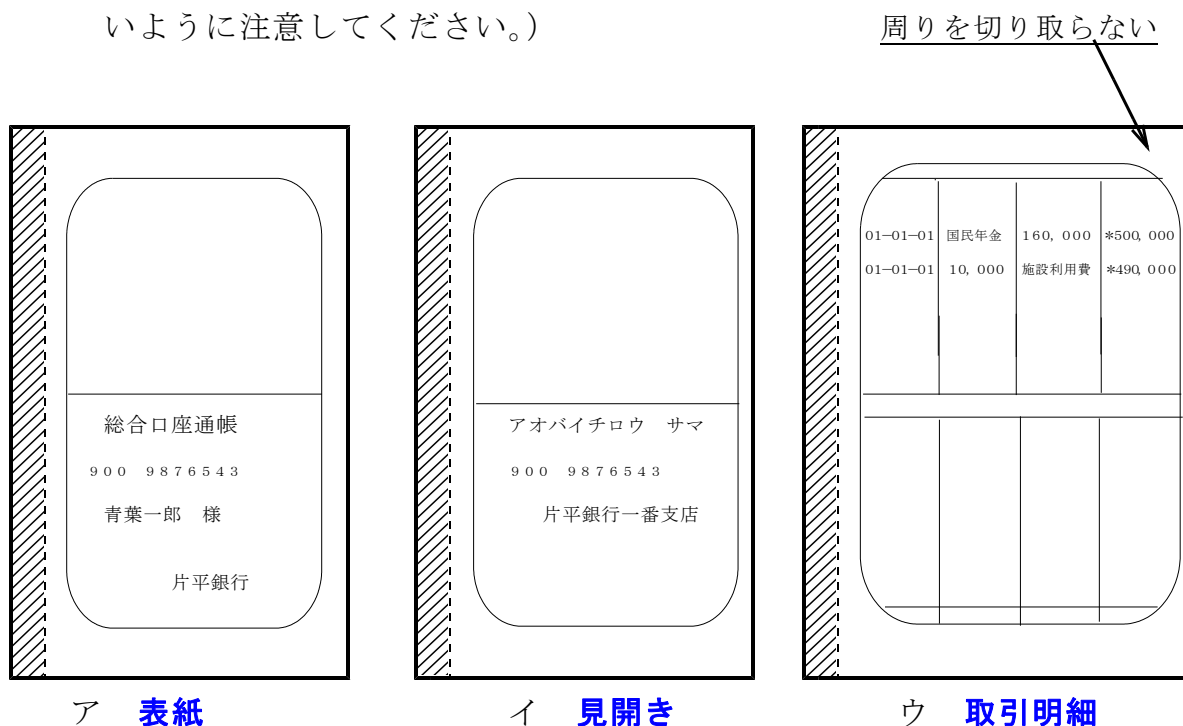
2 コピーの取り方について（A4判サイズのコピー用紙を使用する。通帳を2冊並べてコピーしないこと。）

(1) 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。

ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座名義人の氏名などの記載があります。）

イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、支店名の記載があります。）

ウ 1ページ目から提出日のなるべく直前までの取引明細部分（欠落部分がないように注意してください。）



(2) 固定資産税通知書のコピーの取り方について

不動産の固定資産税通知書のコピーを提出する場合は、通知書の不動産の所在地及びその評価額の記載のある部分をコピーしてください。

(別紙 2)

候補者用

成年後見人候補者に熟読してもらってください。

成年後見人の職務について

仙台家庭裁判所（支部）

第 1 成年後見人の職務の基本事項

1 善良な管理者の注意をもって後見事務を執行すること

成年後見人は、成年被後見人を保護する立場にあることから、成年後見人には終始、「自己の財産におけると同一の注意」ではなく「他人の物として、個々のケースに応じて取引通念上客観的に要求される十分な注意」をもって事務を執行しなければいけません（善管注意義務，民法 869 条）。

家庭裁判所は、成年後見人に不正な行為や著しい不行跡その他成年後見人の任務に適さない事由があるときには、成年後見監督人，成年被後見人，成年被後見人の親族，検察官の請求によって、又は職権で成年後見人を解任することができます。また、成年被後見人の財産を使い込んだりすると、業務上横領罪等の刑事責任を問われたり（懲役刑，罰金刑など）、損害賠償責任を問われたりする可能性がありますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

次の行為は原則としてできないので注意してください。

(1) 贈与

贈与は、対価を伴わない、成年被後見人の財産の減少行為であるから許されません。また、成年被後見人が死亡した際には相続人になる、という理由で生前に親族間で財産分けをすることも許されません。

(2) 投資・投機的取引

利殖を目的とする証券取引，先物取引，リスクの伴う金融商品を購入すること等は，財産管理の範疇を超えており不相当な行為となります。成年後見人に

は成年被後見人の資産を増やす義務はないので、投資・投機的運用をする必要はありません。

(3) 使込み

- ・成年被後見人や他人の負債を弁済するために成年被後見人の資産から支出すること
- ・成年被後見人の資産から資金を支出して購入した不動産や自動車について、成年被後見人以外の者を所有者として登記・登録すること
- ・成年被後見人所有の不動産に抵当権等を設定して、成年被後見人以外の者の債務について物上保証をすること

(4) 金銭貸付

成年被後見人自身が成年被後見人の資産を借りることは、自己契約及び利益相反行為となり許されません。親族等に対して行う場合にも、無利息の場合や回収可能性のない場合には贈与とほとんど変わらないので許されません。

(5) 扶養親族とは認められない者への生活費等の支出

成年被後見人の配偶者や未成熟子の生活費・教育費が成年被後見人の財産によって生活を支えられている場合には、成年被後見人の扶養義務の負担が認められることがあります。この場合でも、扶養能力や要扶養状態及び扶養の限度は厳格な判断を要します。扶養親族とは認められない者の生活費等を支出したり、扶養親族と認められる者に対する支出でも高価な自動車の購入代金や海外旅行の費用を支出することは、扶養の限度を超えると考えられます。

(6) 成年被後見人に不利益な遺産分割

成年被後見人を相続人の一人とする遺産分割協議においては、成年被後見人の法定相続分を確保する内容で協議に臨んでください。現実の遺産を取得しない場合でも、法定相続分を下回らない額の代償金の支払を受ける内容の協議でも構いません。なお、遺産が積極財産よりも消極財産が多い場合（負債の方が大きい場合）は、相続放棄をすることも検討しなければなりません。

2 家庭裁判所からの後見事務報告の求めに応じること

家庭裁判所は、いつでも、成年後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求めることができます（民法863条1項）。家庭裁判所から後見事務報告や財産目録等の提出を求められたときは、遺漏なく対処してください。

なお、後見事務報告等を求められたときに速やかに対応できるよう、日ごろの後見事務を執行するにあたり、次の事項を留意してください。

(1) 後見事務にかかる資料を整理・保管すること

後見の事務についての報告や必要な資料（例えば、契約書、請求書、領収書、金銭出納帳、税金の申告等）の提示に備えて、日ごろから、資料を保管し、整理しておいてください。領収証の名宛人欄や契約書の契約者欄は、成年後見人個人名義ではなく、成年被後見人又は「成年被後見人〇〇成年後見人〇〇」名義としてください。

(2) 金銭は、金融機関の成年被後見人名義の口座を用いて管理すること

ア 金銭については、当面必要な分だけを現金で所持し、その余は口座で管理してください。

イ 成年被後見人の代理人として保険金や売却代金等を受領する場合には、口座に入金する方法により受領し、向後その口座において管理してください。

ウ 成年被後見人の財産の管理以外の目的で成年被後見人の口座を使用することは認めません。成年被後見人の口座に成年後見人やその他の親族の金銭を入金しないでください。

エ 成年被後見人の口座から現金を引き出したときは、通帳の当該部分にその現金の使途を付記してください。

(3) 成年後見監督人が選任されている場合は、その監督に服すること

成年後見監督人がついているときは、次のような点に留意してください。

ア 成年後見人に選任されたときの財産の調査、財産目録の作成及び後見が終了したときの計算をするときは、成年後見監督人の立会い等が必要です。

イ 成年被後見人の重要な財産行為などについて代理をするときは、成年後見監督人の同意が必要です。

ウ 成年後見人が成年被後見人に対し債権債務があるときは、成年後見監督人への申告が必要です。

第2 成年後見人の主な職務

1 成年後見人に選任されたときにしなければならないこと

(1) 財産管理の方針

財産管理の方針を立てる必要があります。成年被後見人の生活や療養看護についての見通しを立ててください。（例えば、どこでどのような治療や福祉サービスを受けさせるか、それに必要な費用をどのようにしてまかなうかなど）そして、その上で、どのようにして財産を管理していくのかについての方針を立ててください。

その結果を、同封の「**収支予定表**」用紙に記入し、**就任後1か月以内**に当該家庭裁判所（支部）に提出してください。

(2) 財産目録の作成等

成年被後見人の財産を調査し、財産目録を作って、**就任後1か月以内**に当該家庭裁判所（支部）に提出してください。

なお、送付の際にはコピーをとって写しを手元に保管してください。

2 成年後見人になっている間にしなければならないこと

(1) 財産管理

成年被後見人の財産を安全な方法で管理し、成年被後見人に損害を与えることがないようにする必要がありますが、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮し、成年被後見人にとって、財産ができるだけ有意義に活用されるように努めてください。

成年後見人と成年被後見人の間で、金銭の貸し借りや遺産分割をしたり、成

年後見人が借財をするに当たって成年被後見人が所有する不動産を担保に提供したりなどの利害の対立が生じるようなときには、家庭裁判所に相談してください。「特別代理人選任の申立て」が必要なときがあります。

成年被後見人がそれまで行っていた取引（銀行取引など）によっては、契約上、後見が開始されたことや成年被後見人が誰になったかを相手方（銀行など）に知らせなければならないとされている場合もありますので、成年被後見人が行っていた取引の契約内容を確認してください。

(2) 報告事務

財産の処分や遺産分割など財産管理の方針を大きく変更するとき、成年被後見人の氏名、住所、本籍、入院先、又は成年被後見人の氏名、住所に変更があったときは、速やかに家庭裁判所に連絡してください。また、家庭裁判所の求めに応じて随時報告書の提出もしていただきます。

(3) 成年後見登記に関する事務

成年被後見人の氏名、住所、本籍、成年被後見人の氏名、住所に変更があったときは、速やかに東京法務局に、変更の登記を申請してください。

また、成年被後見人の権限について証明する必要があるときなどは、成年被後見登記の登記事項証明書の交付を東京法務局に申請してください。

成年被後見登記の申請や証明書の交付を申請する宛先、必要書類、費用などについては、最寄りの法務局か登記インフォメーションサービス（022-716-2381）にお問い合わせください。

3 後見が終了したときや成年被後見人が交替したときにしなければならないこと

(1) 成年被後見人の能力が回復して後見開始の審判が取り消されたり、成年被後見人が亡くなるなどして後見が終了したときは、成年被後見人の財産について2か月以内に管理の計算を行い、保管していた金銭や動産・不動産を、成年被後見人又は相続人に引き渡してください。

もし、2か月以内に管理の計算をすることができない事情があれば、家庭裁

判所に申し立てて期間を延ばしてもらうこともできます。

なお、成年被後見人が亡くなられたときは、速やかに家庭裁判所に連絡するとともに、成年後見登記の終了の登記を申請してください。登記の申請の宛先や必要書類、費用については最寄りの法務局か登記インフォメーションサービスにお問い合わせください。

- (2) 成年後見人を辞任するなどして、成年後見人が交替するときは、保管している金銭や動産・不動産を新しい成年後見人にすべて引き渡してください。

4 そのほかの注意事項

- (1) 成年被後見人の居住用不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定などの処分をするときは、家庭裁判所に申立てをして許可を得る必要があります。
- (2) 成年後見人の後見の事務に対する報酬は、家庭裁判所に申立てをして報酬を付与する旨の審判があったときに認められることとなりますので、審判されるまでは勝手に成年被後見人の財産から差し引いたりしないでください。
- ◎ 家庭裁判所は、成年後見人の職務事務についての相談に応じますので、何か疑問があったり、困ったことが起きた場合には、遠慮なく家庭裁判所に申し出てください。
- ◎ 家庭裁判所に連絡するときには、書類送付書の最初に記載されている事件番号と成年被後見人の氏名もあわせて伝えてください。

用 語 集

か行

居住用不動産：本人が居住するための建物又はその敷地（現に住んでいるものだけでなく、現在生活している施設等を出たときに住むべきものを含む。）。

後見登記：成年後見人等及び成年被後見人等の住所氏名等が記録されている公文書。東京法務局がその事務を扱っている。

後見登記されていないことの証明書：自分が成年被後見人等ではないことを証明する書類。東京法務局，仙台北法務局等で発行される。

鑑定：本人に判断能力がどの程度あるか医学的に判定をするための手続。

鑑定人：本人の判断能力について鑑定を行う医師。

さ行

財産管理：本人の資産，負債，収入及び支出の内容を把握し，本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ，資産を維持していくこと。

財産目録：本人の資産（不動産，預貯金，有価証券等）及び負債についてまとめた一覧表。

収支状況報告書：本人の一定期間の収入及び支出についてまとめた一覧表。

身上監護：介護契約や施設入所契約など，本人の身上の世話や療養看護に関すること。

審判：家庭裁判所が出す判断，決定。その内容が記載された書面を「審判書」という。

成年後見人等候補者：申立ての際に，申立人が成年後見人，保佐人，補助人，任意後見監督人として推薦する人。

た行

代理権：本人に代わって，本人のために取引や契約等を行う権限。

同意権：本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に，保佐人や補助人がその内容が本人に不利益でないか検討して，問題がない場合に了承する権限。

登記事項証明書：自分が成年後見人又は成年被後見人等であることを証明する書類。東京法務局，仙台北法務局等で発行される。

取消権：本人が保佐人や補助人の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為を行った場合，保佐人や補助人がその行為を無効なものとし，原状に戻す権限。

は行

判断能力：売買や贈与等をする際に，その行為が自分に有利なのか不利なのか，適正か不適正か等を考えるのに必要な精神能力。

第2編 申立書類の記載例 ※各書類は独立した記載例としてお読みください。

申立書記載例(成年後見開始)

申立書を提出する裁判所（管轄をご確認ください。）
裁判所に提出する年月日
裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。
携帯電話番号を併記していただいても結構です。

収入印紙		円	受付印
予納郵便切手		円	
予納登記印紙		円	
後見開始申立書			
(この欄に収入印紙800円をはる。)			
(はった印紙に押印しないでください。)			
準口頭		関連事件番号 平成 年(家) 第 号	
仙台	家庭裁判所	申立人の署名押印 又は記名押印	甲野花子
平成 00 年 1 月 15 日	御中		印
添付書類	申立人の戸籍謄本 通(本人以外が申し立てるとき。) 本人の戸籍謄本 通, 戸籍附票 通, 登記事項証明書 通, 診断書 通 成年後見人候補者の戸籍謄本 通, 住民票 通, 身分証明書 通, 登記事項証明書 通		
申立人	本籍	宮城県 仙台市青葉区00町一丁目0番	
	住所	〒980-1234 仙台市青葉区00町一丁目0番0号 電話 022(000)1234	
	フリガナ	コウノ ハナコ 大正 38 年 2 月 10 日生	
	氏名	甲野花子 昭和	
	職業	会社員	
本人との関係	※ 1 本人 2 配偶者 3 四親等内の親族(長女) 4 未成年後見人・未成年後見監督人 5 保佐人・保佐監督人 6 補助人・補助監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他()		
本人	本籍	都道府県 申立人の本籍地と同じ	
	住所	〒980-5678 仙台市青葉区×町二丁目×番×号 電話 022(×××)5678 ←住民票上の住所を記入してください。	
	フリガナ	コウノ タロウ 明治 19 年 12 月 7 日生	
	氏名	甲野太郎 昭和	
	職業	無職	

成年後見人を付ける必要がある方について記入してください。

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※の部分には当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

この申立てをするに至ったいきさつや事情、本人の状況を
分かりやすく記入してください。

申立ての趣旨
本人について後見を開始するとの審判を求める。

申立ての実情
(申立ての理由、本人の生活状況などを具体的に記入してください。)
1 本人は10年程前から統合失調症で〇〇総合病院に入院しているが、その症状は回復の見込みがなく、日常的に必要な買物も一人ではできない状態である。
2 今年2月に本人の兄が亡くなり、遺産分割の必要が生じたことから本件を申し立てた。申立人は病気がちなので、成年後見人には、健康状態に問題がなく、経済的にも安定している長男の甲野夏男を選任してもらいたい。

成年後見人候補者 (適当な人か記入)	住所	〒 980 - 9012 電話 022 (xxx) 9012 仙台市青葉区△△町一丁目△番△号 (方)	
	フリガナ氏名	コウノ ナツオ 甲野 夏男	大正 昭和 44 年 8 月 13 日生
	職業	自営業(食料品販売業)	本人との関係 長男
	勤務先	住所に同じ 電話 022 (xxx) 9012	

(注) 太わくの中だけ記入してください。

申 立 書 付 票 (記載例)

これは申立書を補うものですから申立書と一緒に提出してください。当てはまる番号又は記号は○で囲んでください。できるだけ具体的に記入し、分からないところは記入しなくてもかまいません。

1 この申立ての内容に関して、これまでに家庭裁判所を利用したことがありますか。	① ない 2 不明 3 ある（この場合は次のア～オについて分かる範囲で記入する） ア 利用時期 平成 年 月ころ イ 利 用 先 家庭裁判所 支部・出張所 ウ 申 立 人 氏名 エ 事件番号 平成 年（家）第 号 オ 事 件 名 _____
2 この申立ての動機は何ですか。	1 不動産又は主要な財産の処分 ② 保険金等の受取 3 訴訟行為 4 相続 5 自宅の新築，改築，大修繕 6 その他（ ）
3 この申立てをすることを本人は知っていますか。	1 知っている（この場合は次のア～ウのいずれかを○で囲む） ア 本人は申立てのと通りの審判がされることに同意している イ 本人は申立てのと通りの審判がされることに同意していない ウ 本人の同意については不明である ② 知らない（この場合は次のア～エのいずれかを○で囲む） ③ ア 本人が理解できる状態ではないため イ 本人は理解できる状態であるが，本人に不安を与えるなどの影響を考えて話をしていない ウ 本人は申立てに反対している エ その他（ ）
4 本人の判断能力はどのような状態ですか。	1 本人の状態は，次のア～ウのどれに該当しますか（○で囲む） ア 一人で日常生活するのに問題はないが，重要な法律行為（不動産，自動車などの売買，自宅の増改築，金銭の貸し借りなど）については，誰かが代わりにやる方がよい イ 一人で日常の買い物などはできるが，重要な法律行為（不動産，自動車などの売買，自宅の増改築，金銭の貸し借りなど）については，自分ではできない ④ ウ 一人で日常の買い物などをすることができない 2 本人の状態について具体的に記入してください ☑ 申立書記載のとおり ☑ 診断書記載のとおり ☑ その他参考になる事項 誤飲性肺炎になったため，胃ろうにすることを検討しています。

5 本人の過去5年間の通院・入院歴はどうですか。	① 通院歴あり（ある場合は次のア～ウについても記入する） ア 通院時期 平成13年11月ころ～平成17年12月ころ イ 診断名 アルツハイマー型認知症 ウ 通院先（病院名，診療科名，所在地） 〇〇病院精神科 仙台市青葉区〇〇〇〇 2 入院歴あり（ある場合は次のア～ウについても記入する） ア 入院時期 平成 年 月ころ～平成 年 月ころ イ 診断名 ウ 入院先（病院名，診療科名，所在地） 3 不明
6 本人の生活状況はどのような状態ですか。	1 本人はどこで生活していますか。 ③ ア 在宅生活である（単身・家族同居）（いずれかを○で囲む） イ 老人ホームや病院などの施設に入所・入院している 施設名 所在地 電話 () 窓口となる担当者名 2 本人はどのような介護の支援を受けていますか。 ③ ア 家族・親族が対応して介護している ③ イ 介護サービスを利用している（下のいずれかを○で囲む） 要支援状態・要介護状態（区分：1・②・3・4・5） ③ 在宅サービス（訪問入浴，デイサービス等）・施設入所 ウ 特に支援は受けていない エ その他 () 3 現在，本人の身上監護を主にしている人はどなたですか。 氏名 甲 野 花 子 本人との関係 長女
7 成年後見人，保佐人又は補助人の候補者はこの申立てを知っていますか。	① 知っている（この場合は次のア～イのいずれかを○で囲む） ③ ア 候補者は自身が選任されることを承諾している イ 候補者は自身が選任されることを承諾していない 2 知らない（この場合はその理由を具体的に記入する）
8 成年後見人，保佐人，補助人又は任意後見監督人候補者に対する本人の意向はどうですか。	1 本人は，この候補者が選任されることに賛成している 2 本人は，この候補者が選任されることに反対している 理由は ③ 3 本人の意向は分からない

9 申立書に記載した候補者以外に適当な候補者がいますか（本人が希望している人を含む）。	※ いる場合は、その方の住所、氏名、年齢、本人との関係、連絡先などを記入してください。
10 申立人が家庭裁判所に出頭するにあたり、特に出頭困難な事情や都合があれば記入してください。	申立人の出頭困難な事情や都合
11 この申立てについて、特に急を要する事情があれば記入してください。	特に急を要する事情
12 この申立てに反対している人がいるなど、家庭裁判所に特に注意してほしいことがあれば記入してください。	特に注意してほしいこと
申立人の平日昼間の連絡先（勤務先、携帯電話など）	連絡先 「 株 〇〇コーポレーション」（パート就労先） 電話 022-〇〇〇-〇〇〇〇 携帯電話 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
記入年月日及び申立人の署名、押印	平成 〇〇 年 1 月 15 日 氏名 甲 野 花 子 印
この付票を記入した人と申立人が異なる場合は、記入者の住所、氏名及び代筆した理由	記入者の住所 記入者の氏名 代筆した理由

照 会 書（本人用）

※ 本人について記入してください。

3 本人の経歴（出生、居住地、学歴、職歴、病歴（通院歴・入院歴）等）を記入してください。

年月日	摘 要	年月日	摘 要
太〇〇.〇〇	宮城県〇〇郡〇×町で出生	昭〇〇.〇	長女出産
昭〇〇	△●女学校卒業	平〇.〇〇	A B C病院入院
昭〇〇.〇〇	宮城太郎と婚姻 (×□市へ転居)	～平〇.〇	(左足大腿骨骨折)
昭〇〇.〇〇	長男出産	平〇.〇.〇	夫・宮城太郎死亡
昭〇〇.〇	二男出産	平〇〇.〇〇	県立X Y病院入院
昭〇〇.〇〇	■〇市へ転居	～平〇〇.〇	(脳梗塞)
		平〇〇.〇～	■△苑入所

4 本人の親族（父母・子・兄弟姉妹・配偶者・祖父母等）の氏名、連絡先を記入してください。

氏 名	本人との関係	住 所	電 話 番 号
甲野 夏男	長男	仙台市CD区□□1丁目1番1号	022-999-0000
宮城 次郎	二男	東京都AB区××4-5 ZZZマンション333号	03-1111-2222
甲野 花子	長女	宮城県EF市〇▲1-2-3	022-000-1111

5 今後、家庭裁判所調査官は、本人と面接して、本人の意向等を確認します。本人が家庭裁判所に来ることができない場合、本人と面接する場所、方法等について、参考となる事項をお書きください。

本人は一人で歩くことができず、裁判所まで連れて行くことも難しい。本人との面接は、入所している■△苑で行ってほしい。

上記のとおり回答します。 平成〇〇年 1月 15日 氏名 甲 野 花 子 印

本人との続柄： 長 女

照 会 書（候補者用）

※ 候補者ご自身が記入してください。

1 あなたの現在の生活状況

- (1) 住所： 宮城県仙台市CD区□□1丁目1番1号
 （電話： 022-999-0000 ） ※携帯電話： 090-000-0000
- (2) 職業（勤務先）： (株)〇〇商事 役 職： 会社員 ☐ 無職

2 あなたの家族

続柄	氏 名	年 齢	職 業（勤務先）	備 考
妻	甲野美子	52	△△スーパー・パート	
長男	甲野一郎	25	(有) □□電気・会社員	
長女	甲野和子	21	大学生（××大学）	東京都在住・別居

3 あなたの経歴（出生、学歴、職歴、結婚、家族歴、転居歴、病歴等）

年月日	摘 要	年月日	摘 要
昭××. ×. ×	〇〇市にて出生	平××. ×. ×	青葉美子と婚姻
昭××. ×. ×	〇△中卒業	平××. ×. ×	長男出生
昭××. ×. ×	×〇市に転居	平××. ×. ×	長女出生
昭××. ×. ×	〇×高卒業	平××. ×. ×	(株)〇〇商事に転職
昭××. ×. ×	□〇大卒業	平××. ×. ×	現住所に転居
昭××. ×. ×	▲□製菓（株）入社		

4 あなたの経済状況

(1) 収入

月収・年収 850 万円・・（内訳）給与等 850 万円
 年金等 _____ 万円
 その他の収入（内容： _____ ）
 _____ 万円

☐ 私には収入はない。

→（その場合）☐ 私は、配偶者の収入で生活している。

配偶者の収入 月収・年収 _____ 万円

☐ 私は、 _____ の収入で生活している。

(2) 支出

月・年 300 万円

(3) 財産

☒ 不動産所有 ☒ 預貯金額 約730 万円

(4) 負債

借入 2500 万円

借入会社の数、名称、借入目的

借入先：住宅金融公庫1800万円、〇×銀行700万円の2社

目的：住宅ローン 残額234万円

5 本人の生活，身上監護等の方針，計画について，具体的に書いてください。

本人は今後しばらく■△苑にいる予定で，候補者は，妻に協力してもらいながら週1～2度は面会に行く予定。本人の財産は，領収書を保管し，出納帳をつけながら管理する。

6 今後，本人のために多額の出費や不動産の処分等を予定している場合には，その理由と内容を記入してください。

本人の財産・収支状況からして，数年後には■△苑の施設費が払えなくなるかもしれないので，施設費用を捻出するために，本人の居住用不動産の処分を検討している。

7 確認事項（当てはまるすべての事項について，□欄にレ印を付けてください。）

☒ 私は，後見人，保佐人，補助人を解任されたことがない。

☒ 私は，破産宣告又は破産手続開始決定を受けたことがない。

☒ 私又は私の親族（配偶者，子，孫，父母，祖父母）は，これまで本人との間で，訴訟や調停をしたことがない。

上記のとおり回答します。 平成〇〇年 1 月 15 日

氏名 甲 野 夏 男 印

記載例

収 支 予 定 表

1 収入

種 別	名 称	金額合計(年額・円)	備 考
年金	老齢基礎年金	1, 2 0 0, 0 0 0	
給与等	(株)〇〇工業	2, 4 0 0, 0 0 0	
不動産等	賃料	2, 8 8 0, 0 0 0	〇〇町△のアパート
その他	高額医療費還付金	3 6, 0 0 0	〇〇市役所
計A		6, 5 1 6, 0 0 0	

2 支出

種 別	費 目	金額合計(年額・円)	備 考
被後見人の 日常の生活費	住居費(家賃等)		
	光熱費	3 0 0, 0 0 0	電気, 水道, ガス
	食費	6 0 0, 0 0 0	
	医療費	3 6 0, 0 0 0	〇〇病院
	施設費	1, 0 8 0, 0 0 0	
	小遣い	1 2 0, 0 0 0	
	その他		
社会保険料 税金等	所得税	3 6 0, 0 0 0	
	住民税	1 8 0, 0 0 0	
	固定資産税	3 0 0, 0 0 0	
	健康保険料	1 2 0, 0 0 0	
	その他 介護保険料	3 6, 0 0 0	
後見事務費	交通費	3 6, 0 0 0	電車, ガソリン代
	事務用品代	1 2, 0 0 0	ノート, ファイル
その他(債務 の弁済等)	住宅ローン	7 2 0, 0 0 0	
	長男の学費・仕送り	1, 4 4 0, 0 0 0	〇〇大学, 〇〇市
	交際費	3 0 0, 0 0 0	
計B		5, 9 6 4, 0 0 0	

A - B = 5 5 2, 0 0 0 円

平成〇〇年1月15日

申立人 甲 野 花 子 印

収支予定表について

- 今後1年間に予定される本人(後見を受ける人)の収入及び支出を記載する。
- 変動が予想される項目については、年間の概算額を記載する。
- この収支予定表は、写しを申立人の手元に保管しておくこと。

記載例

(平成〇〇年1月10日現在)

財産目録 (申立時用)

1 不動産

番号	種類	所在地	面積	評価額	名義人	備考
1	土地	仙台市青葉区片平 1-6-1 宅地	345.26 m ²	1456 万 1125 円	甲野太郎	持分 1/2 居住用不動産
2	建物	仙台市青葉区片平 1-6-1 居宅	計 156.44 m ²	524 万 1622 円	甲野太郎	居住用不動産
3	土地	仙台市青葉区大手町 2-26 田	213.55 m ²	369 万 2468 円	(亡母) 甲野花枝	遺産分割未了 法定相続分 1/4

合計 3 か所

2 その他の資産 (現金, 預貯金, 保険契約, 債権等)

番号	種類	預入先等	口座番号	金額・数量	名義人	備考
4	普通預金	△△銀行 ◎◎支店	1245678	99 万 0946 円	甲野太郎	入所施設預かり
5	定額貯金	ゆうちょ銀行	1234567	450 万円	甲野太郎	
6	生命保険	〇〇生命保険		3000 万円		後見人選任後に受領する予定
7	現金			10 万円		本人が保管中
8	損害賠償	□□(加害者)		2 億円		△△裁判所で訴訟中

合計 2 億 3559 万 0946 円

3 負債

番号	種類	債権者等	金額	名義人	備考
9	住宅ローン	◇◇金融公庫 仙台支店	650 万 1144 円	甲野太郎	

合計 650 万 1144 円

平成〇〇年1月15日

申立人 甲 野 花 子 印

財産目録作成上の注意事項

- 1 本人所有にかかるすべての財産を調査し、目録に登載すること。本人を相続人の一人とする遺産分割が予定されている場合は、遺産分割の対象となる財産をすべて掲げてください。
- 2 目録に登載した財産関係の資料を添付すること。(不動産：固定資産課税台帳登録事項証明書、預貯金：通帳のコピー、契約関係：契約書のコピー、裁判書：第1審からの判決・和解調書のコピー)
- 3 財産目録の用紙は、裁判所のものを使用しなくても構いません。記載事項に脱漏がなければ、適宜各自で作成した様式を使用しても構いません。
- 4 裁判所に提出した財産目録や資料は、そのコピーを手元に保管すること。